

(3) 土木学会運営規程

平成 6 年 4 月 22 日	理事会制定
平成 8 年 1 月 26 日	一部改正
平成 10 年 9 月 25 日	理事会制定
平成 13 年 1 月 19 日	一部改正
平成 13 年 5 月 10 日	一部改正
平成 16 年 6 月 18 日	一部改正
平成 16 年 11 月 16 日	一部改正
平成 18 年 1 月 20 日	一部改正

(総則)

第 1 条 この学会の運営に関しては、土木学会定款、土木学会細則および技術推進機構運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(総会)

第 2 条 通常総会は、毎年東京において 5 月末に開催する。

2. 理事会は、定款第 21 条の定めにしたがい、総会開催 2 週間前までに、総会に付議する議案の概要をこの学会の刊行物または書面をもって会員に通知する。
3. 専務理事は、総会の開催結果について、理事会に報告するものとする。

(理事会)

第 3 条 定款第 17 条第 2 項に定める理事会は、原則として、毎年、通常総会時、6 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月、4 月、および 5 月に開催する。

2. 理事の代理出席は認めない。
3. 会長が必要と認めたときは、理事会構成員以外の者の出席を求めることができる。
4. 専務理事は、別に定めのあるものを除き、次の事項について、理事会に報告しなければならない。

(1) 理事会決定にかかる主要事項処理状況

(2) その他の重要事項

(正副会長会議等)

第 4 条 学会の会務全般の円滑な運営をつかさどるために正副会長会議、また次期会長候補者の推薦を行なうため拡大正副会長会議を設置する。

2. 正副会長会議は、会長、副会長および次期会長をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。拡大正副会長会議は当該年度直近 4 年間の正副会長会議構成員をもって組織する。ただし、役員候補者選考内規第 6 条 3 項に定める副会長が含まれない支部においては、支部選出理事 1 名を構成員に追加する。また、議長は会長がこれにあたる。
3. 正副会長会議は、会長が招集し、原則として、理事会と同日に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時招集する。
4. 正副会長会議および拡大正副会長会議は会長が召集する。

(企画運営連絡会議)

- 第5条 細則第25条第2項に定める企画運営連絡会議は、理事会各部門および技術推進機構の主査理事ならびに専務理事をもって組織する。会長がオブザーバーとして出席することができる。
2. 企画運営連絡会議に座長を置き、次期会長がこれにあたる。
 3. 企画運営連絡会議は、座長が招集する。
 4. 企画運営連絡会議に幹事を置き、原則として総務部門および企画部門の代表幹事が、これにあたる。
 5. 各部門の連絡調整のために、各部門および技術推進機構の代表幹事で構成する企画運営連絡会議幹事会を開催することができる。

(理事会部門会議)

- 第6条 理事会各部門の担当会務を遂行するために、各部門に部門会議を設置する。
2. 各部門会議は、担当理事および幹事ををもって組織し、主査理事が座長を務める。
 3. 各部門会議は、座長が招集する。

(支部長会議等)

- 第7条 本部・支部間および支部相互の連絡を密にすることを目的として、支部長会議および支部連絡会議を設置する。
2. 支部長会議は、会長、副会長、専務理事、総務部門担当理事、会員・支部部門担当理事および支部長をもって組織し、会長が招集する。
 3. 支部連絡会議は、会員・支部部門の担当理事、幹事および支部幹事長をもって組織し、担当理事が招集する。
 4. 支部長会議および支部連絡会議では、上記目的を達するために必要な事項について審議する。

(専務理事の報酬)

- 第8条 定款第17条に定める専務理事に対する給与、退職手当等については、総務および財務・経理担当理事の意見をもとに会長が決定する。

(行政官庁等に対する建議等)

- 第9条 定款第5条(事業)第9号に係る行政官庁その他に対する土木工学、土木事業等に関する建議、諮問に対する答申等については、理事会が決定する。

(学会誌等の基本事項等)

- 第10条 土木学会誌および土木学会論文集の基本事項、発行条件その他の重要事項については、理事会が決定する。

(補助金交付の申請)

- 第11条 出版物の刊行に係る行政官庁等に対する補助金交付の申請の可否は、理事会が決定する。ただし、数年度にわたるもの(同一出版物について毎年度定例的に申請するものを含む)の第2年度以降に係るものについては、専務理事が決定する。

(海外調査、海外研修等)

- 第12条 学会運営もしくは学会活動(委員会活動を含む)等の必要上行う海外調査団の派遣、海外研修旅行の実施等については、理事会が決定する。

(災害緊急対応)

- 第13条 災害時の緊急対応については、別に定めるところによる。

(各種候補者の推薦)

第14条 土木学会以外の機関等に関わる会員、委員、代表者、受賞者等の土木学会推薦については、次の各号の区分により、それぞれ決定する。

(1) 理事会が決定する候補者

- ア. 日本学術会議会員
- イ. 日本学士院会員
- ウ. 文部科学省科学研究費補助金の配分に係る審査委員
- エ. 日本学術会議から派遣を希望する国際会議代表
- オ. 日本学術会議研究連絡委員会および専門委員会委員
- カ. 裁判における鑑定人等

(2) 理事会担当部門が決定する候補者

- ア. 各種の賞（研究助成等を含む）等の受賞者
- イ. 他学協会等の役員

(3) 関連委員会が決定する候補者

- ア. 他学協会等の委員

2. 本条第1項(2)、(3)については、その結果を理事会に報告する。

(事務局関係)

第15条 事務局職員（嘱託を含む）の採用、登用、休暇および退職の決定、承認等ならびに職階の格付けについては、次の各号の区分により、それぞれ行う。

- (1) 事務局長，機構長 理事会
- (2) 次長，調査役，課長，室長，部長職（課長・室長および部長補佐を含む） 会長
- (3) その他の職員 専務理事

2. 事務局職員（嘱託を含む）の給与ベース改訂，期末手当の支給，その他の給与関係については、次の各号によりそれぞれ行う。

- (1) 事務局長，機構長，次長および調査役，課長，室長，部長職（課長，室長および部長補佐を含む） 会長
- (2) その他の職員 専務理事

3. 前2項に定めるもののほか，事務局に関する事項の決定，処理等については，次の各号の区分により，それぞれ行う。

- (1) 重要な事項 理事会
- (2) 軽微な事項 事務局長

(規程の変更)

第16条 この規程の変更は，理事会において行う。

付則（平成6年4月22日 理事会議決）

この規定は、「(14) 土木学会・定款等の運用等に係わる暫定規定」53. 5. 12・理事会，54. 1. 26・一部変更，54. 5. 11・一部変更，55. 12. 16・一部変更，56. 6. 24・一部変更，60. 6. 27・一部変更を改正したもので，この規程の変更に係る土木学会規則の一部変更について評議員会の議決のあった日（平成6年5月20日）から施行する。

附則（平成8年1月26日 理事会議決）

この変更規程は、平成8年1月26日から施行する。

附則（平成10年9月25日 理事会議決）

この変更規程は、平成11年11月1日から施行する。

附則 主務大臣名の変更（平成13年1月6日）

文部科学省設置法、文部科学省組織令および文部科学省組織規則等の施行による。

附則（平成13年1月19日 理事会議決）

この変更規程は、平成13年1月19日から施行する。

附則（平成13年5月11日 理事会議決）

この変更規程は、平成13年5月11日から施行する。

附則（平成16年6月18日 理事会議決）

この変更規程は、平成16年6月18日から施行する。

附則（平成16年11月16日 理事会議決）

この変更規程は、平成16年11月16日から施行する。

附則（平成18年1月20日 理事会議決）

この変更規程は、平成18年1月20日から施行する。